

2019年の最低賃金について

12月は来年の最低賃金決定についてレポートいたします。賃金に関する2015年政令第78号に基づき、2016年以降以下の計算式(※)を運用し最低賃金の決定がされてきました。来年の最低賃金の計算に使用されるインフレ率と経済成長率は2018年10月4日付け中央統計局長官発表によるもので、以下の計算式にあてはめた結果、来年のインドネシア全土での引き上げ指数は約8.03%をベースとして決定されました。

(※) 今年の最低賃金+ {今年の最低賃金× (インフレ率+経済成長率)}
 インフレ率・・・前年9月から当年9月期のインフレ率=2.88%
 経済成長率・・・前年第3・4期と当年第1・2期までのGDP成長率=5.15%

2019年の主たる都市や地域の最低賃金(単位:ルピア)と上昇率は以下の通りです。

(西ジャワ州 主要県市)

県・市	2018年最低賃金	2019年最低賃金	上昇率
カラワン県	3,919,291	4,234,101	8.03%
ブカシ県	3,837,940	4,146,126	8.03%
ブカシ市	3,915,354	4,229,757	8.03%
ボゴール市	3,557,147	3,842,786	8.03%
バンドン市	3,091,346	3,339,581	8.03%

(東ジャワ州 主要県市)

県・市	2018年最低賃金	2019年最低賃金	上昇率
スラバヤ市	3,583,313	3,871,051	8.03%
グレスック県	3,580,371	3,867,874	8.03%
パスルアン県	3,574,487	3,861,518	8.03%
モジョケルト県	3,565,661	3,851,983	8.03%

(2019年 主な州別最低賃金)

州	2018年最低賃金	2019年最低賃金	上昇率
ジャカルタ特別州	3,648,035	3,940,973	8.03%
パプア州	2,895,650	3,240,973	11.92%
西パプア州	2,667,000	2,934,500	10.03%
東カリマンタン州	2,543,332	2,747,561	8.03%
南スラウェシ州	2,647,767	2,860,382	8.03%
アチェ州	2,717,750	2,916,810	7.32%
中カリマンタン州	2,421,305	2,663,435	10.00%
リアウ州	2,464,154	2,662,025	8.03%
リアウ諸島	2,563,875	2,769,683	8.03%
バンカ・ブリトゥン州	2,755,444	2,976,705	8.03%
南カリマンタン州	2,454,671	2,651,781	8.03%
北スマトラ州	2,132,189	2,303,403	8.03%
ジャンビ州	2,243,719	2,423,889	8.03%
西スマトラ州	2,119,067	2,289,228	8.03%
マルク諸島州	2,222,220	2,400,664	8.03%

東南スラウェシ州	2,177,052	2,354,870	8.03%
西カリマンタン州	2,046,900	2,211,266	8.03%
ブンクル州	1,888,741	2,040,000	8.01%
バンテン州	2,099,385	2,267,965	8.03%
ゴロンタロ州	2,206,813	2,384,020	8.03%
中スラウェシ州	1,965,232	2,123,040	8.03%
西ヌサトゥンガラ州	1,825,000	2,012,610	10.28%

※2018年10月4日付 中央統計局長官発表

2016年以降最低賃金の決定はKHL（Kebutuhan Hidup Layak／適正生活必需水準）に達する方向で進められてきましたが、2019年の最低賃金が全州で適正生活必需水準に達したのを受けて、2018年11月23日発効の労働大臣規定2018年第15号によりKHLについての条項が全面的に改定されました。今後はKHLを最低賃金決定のベースに当該年の最低賃金にインフレ率を上乗せした額となり、州知事により毎年11月1日に翌年の州別の最低賃金、及び県・市別の最低賃金と産業別最低賃金の決定が行われる事となります。また、初年度の最低賃金はKHLと同額、翌年以降5年目までは以下（※）の計算式に基づき算出されます。

（※） $KHL = \text{今年の最低賃金} + \{ \text{今年の最低賃金} \times (\text{インフレ率} + \text{国内総生産成長率}) \}$
 インフレ率・・・前年9月から当年9月期までの前年同月比インフレ率
 経済成長率・・・前年第3・4期四半期と当年第1・2期四半期と範囲とする
 実質国内総生産

改訂された最低賃金規定には、「最低賃金は勤続1年未満の労働者に適用されるもので勤続1年を経過した労働者の賃金は最低賃金より高くなければならない」と明記された事により、今後も昇給額の決定や人材の採用時期等については、引き続き注意を払いながら進めた方が良さそうです。

★岡山県インドネシアビジネスサポートデスク（PT. JC内）概要★

所在地：Rukan Tanjung Mas Raya Blok B-1 No. 29

Jl. Raya Lenteng Agung, Tanjung Barat, Jagakarsa,

Jakarta Selatan 12530 INDONESIA

デスク担当者：PT. JC 武井 和宏（たけい かずひろ）

対象エリア：インドネシア全域

※「岡山県インドネシアビジネスサポートデスク」では、岡山県内に事業所を有する企業や経済団体等のインドネシアでの事業展開を支援しています（岡山県から[公益社団法人 日本インドネシア経済協力事業協会](#)に業務を委託）。ご利用に当たっては、「[岡山県インドネシアビジネスサポートデスク](#)」利用の手引きをご覧のうえ、[岡山県産業企画課マーケティング推進室](#)（電話 086-226-7365）までご相談ください。

※本レポートは岡山県内企業のインドネシアでの事業展開の一助とするため作成されたものであり、サポート対象に該当しない個別のお問い合わせには対応しておりません。